

令和4年10月の消費生活相談受付状況（速報）（検索日：令和4年11月8日）

担当：札幌市市民文化局市民生活部
消費生活課 調査指導係
TEL：011-728-2111

1 概況

10月の相談件数は750件で、前月と比べると26件（3.35%）の減少となっています。また前年同月と比べると4件（0.53%）の減少となっています。

【商品・役務別相談】

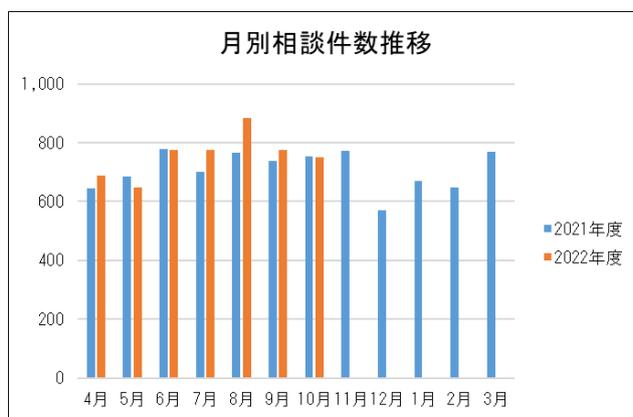
商品・役務別相談で最も多く寄せられたのは、賃貸アパート退去時の原状回復費用の負担に関する事などの「集合住宅」の相談が60件で、相談全体の8.00%を占め、前月と比べて8件（11.76%）の減少となっています。

次に、美容液や除毛クリームの使用等に関する「化粧品」の相談が50件で、相談全体の6.67%を占め、前月と比べて13件（20.63%）の減少となっています。

次に、商品・役務が特定されない契約や解約に関する事などの「商品一般」の相談が48件で、相談全体の6.40%を占め、前月と比べて7件（12.73%）の減少となっています。注文した覚えのない商品が届いたなどの相談が寄せられています。

次に、探偵業務や廃品回収サービス等に関する「役務その他」の相談が46件で、相談全体の6.13%を占め、前月と比べて8件（14.81%）の減少となっています。

次に、「他の教養・娯楽」の相談が38件で、相談全体の5.07%を占め、前月と比べて増減はありませんでした。



【商品・役務別相談上位5品目（10月）】

順位	前月	商品・役務名	件数
1	→	集合住宅	60
2	↗	化粧品	50
3	↘	商品一般	48
4	↗	役務その他	46
5	↗	他の教養・娯楽	38

【相談件数が急増した商品役務】

直近1か月間で相談件数が急増した商品役務とその相談概要をご紹介します。

●墓（9月1件→10月27件）

＜相談概要＞（50代 女性）

6年前に70万円で契約した納骨堂について、報道で運営している事業者が破綻し、土地と建物を今月末までに、競売の落札事業者に明け渡しするように裁判所から命令されていることがわかった。事業者から何の連絡もなかった。

返金はあきらめているが、お骨を持って帰らなければならないようだ。お骨は自宅に置いて問題ないのか。また、次の納骨堂と契約した際の手続き方法を知りたい。

<助言内容等>

一般に、破産の場合には破産管財人が選任され、債権の届出を受けて残った財産より分配を受けることになるが、本件では納骨堂の建物がすでに他に渡っており、今後どのような処理がされるか現段階では不明であると説明した。

お骨の保管場所は、霊園、納骨堂、自宅と定められており、自宅で保管することは問題ないと知らせた。今後のお骨の扱いや手続き方法については、次の契約先に相談するように伝えた。

2 相談件数の推移及び区別内訳

札幌市消費者センター 2022年度 月別相談件数

※ 本表は全国消費生活情報ネットワーク(PIO-NET2020)登録前の情報として作成した「速報」であり、今後、内容が変更される場合があります。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
2021年度	646	686	779	700	766	739	754	771	571	671	648	769	8,500
2022年度	687	649	775	777	885	776	750						5,299
前年度比	6.35%	-5.39%	-0.51%	11.00%	15.54%	5.01%	-0.53%						
区別内訳													
中央区	105	105	134	111	134	108	119						816
北区	103	84	90	102	121	82	103						685
東区	108	84	114	87	114	107	120						734
白石区	72	69	94	93	115	93	74						610
厚別区	37	44	39	37	43	56	44						300
豊平区	65	81	89	98	84	88	73						578
清田区	30	31	37	44	45	33	35						255
南区	42	33	39	68	60	50	46						338
西区	55	59	53	77	88	72	66						470
手稲区	49	40	47	42	60	60	52						350
その他	21	19	39	18	21	27	18						163

※その他は市外居住者又は住所不明